



# 周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告

取組期間 平成17年度～平成21年度

目		次	
基本方針	具体的方策	実 施 項 目	頁
<b>自主自立の周防大島まちづくりを支える行財政基盤の確立</b>			
1	財政健全化計画の策定	(1) 財政健全化計画の策定	1
		(2) 給与の適正化	1
		(3) 補助金等の見直し	2
		(4) 適正な自主財源の確保	2
		(5) イベントの見直し	6
		(6) 企業会計手法による財務分析の導入	7
		(7) 消耗品管理の一元化	7
	2 受益者負担の適正化	(8) 受益者負担の適正化	8
	3 定員適正化の推進	(9) 定員適正化の推進	10
	4 公共工事コストの縮減	(10) 公共工事コストの縮減	10
<b>住民との協働による新たな行政サービス提供体制の確立</b>			
5	情報公開の推進と透明性の向上	(11) ホームページの充実	11
6	住民の目線に立った協働体制の確立	(12) 住民協働によるまちづくり	12
		(13) 男女共同参画の推進	13
		(14) パブリックコメント制度の活用	14
<b>成果型重視の行政経営の推進</b>			
7	行政評価システムの導入	(15) 行政評価システムの導入	15
8	職員の意識改革と人事評価制度の確立	(16) 人材育成基本方針の策定	16
		(17) 目標管理制度の導入	16
		(18) 人事評価システムの導入	17
9	職員提案制度の導入	(19) 職員提案制度の導入	17
10	住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり	(20) 庁舎機能の見直し	18
		(21) 外郭団体の見直し	18
		(22) 職員流動体制の導入	19
		(23) 公共料金納付窓口の拡大	20
		(24) 窓口サービスの向上	22
		(25) 事務のマニュアル化の推進	23
		(26) 環境負荷低減活動の推進	24
(27) ごみの減量化、再資源化の推進	25		
11	公共施設適正配置指針の策定	(28) 公共施設適正配置指針の策定及び公共施設等の経営健全化	26
12	指定管理者制度の導入	(29) 指定管理者制度の導入	27
13	電子自治体の構築	(30) 電子役場の構築	29

自主自立の周防大島まちづくりを支える行財政基盤の確立

1 財政健全化計画の策定		(1)	財政健全化計画の策定					
取組内容	効果	H17	計画期間(実績)					H22 (目標)
			H18	H19	H20	H21	H22	
歳入に見合った歳出を基本に、中長期的にめざすべき財政指標の目標値を設定し、適正な自主財源の確保、事務事業や補助金の見直しや整理統合による経常経費の削減、公共事業の重点化、過去の借金の元利払いを除いた支出額と、地方債などの発行によって得る分を除いた収入額の差額により支出と収入のバランスを表す、プライマリーバランス(基礎的財政収支)の黒字を維持するための町債発行の抑制など、その達成に向けた財政健全化計画を策定します。	財政健全化	策定	推進					
	経常収支比率(%)	99.6%	99.6%	98.8	99.2	95.2		95.0%
	起債制限比率(%)	15.2%	15.7%	15.6	15.5	14.8		14.0%
	財政力指数	0.16	0.18	0.19	0.21	0.21	0.21	0.18
	年度末財政調整基金残高(千円)	647,171	1,123,002	1,223,002	1,310,723	1,471,592		600,000
	年度末起債残高(千円)	26,259,480	25,714,706	25,483,299	25,085,733	23,623,380		22,000,000
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み						
H17	平成18年3月、財政健全化計画を策定し、議会に報告を行いました。	財政状況を勘案し、随時計画を見直し財政健全化を図ります。						
H18	策定済							
H19	策定済							
H20	策定済							
H21	策定済(各年度の実績は計画期間の欄にゴシック体で記入)							

1 財政健全化計画の策定		(2)	給与の適正化					
取組内容	効果	H17	計画期間					
			H18	H19	H20	H21	H22	
旧町の給与体系の調整を行いながら、国公準拠の原則を踏まえ、昇給停止等の高齢者対策の実施等を検討しながら給与水準の適正化に配慮します。 特殊勤務手当についても、日常のかつ職種手当的なものは廃止し、非日常的な特殊な勤務従事に限定することで見直しを行います。	職責に応じた給与水準による人件費総額の適正化	給与体系調整						
			給与制度の検討・見直し					
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み						
H17	旧町間の給与体系の調整方を協議しました。	国公準拠の原則を堅持していきます。						
H18	国と同様50年ぶりの給与構造の抜本的な改革を行い、併せて懸案であった旧町間の給与体系の調整に着手しました。							
H19	持ち家にかかる住居手当を新築・購入後5年間に限ることとしました。 自家用車等使用の場合の通勤手当を一律20%減額しました。							
H20	自家用車等使用の場合の通勤手当を一律20%減額を継続しました。							
H21	自家用車等使用の場合の通勤手当を一律20%減額を継続しました。 持家にかかる住居手当を廃止しました。							

1 財政健全化計画の策定		(3)	補助金等の見直し					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
全ての補助金等を対象に、役割や有効性等の観点から見直し、廃止、削減、重点配分といった、制度の整理・合理化を通じて経営資源（財源）の有効活用を図ります。		安定した財政基盤の確立及び負担の公平性の確保。	調査・検討	段階的に実施				
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17			検討委員会を設置し、補助金等の内容を精査する予定です。また、建設課が負担金を支出している全16団体のうち、脱会可能な2団体から脱会する予定です。					
H18	財政課において、5月から9月にかけて関係各課の負担金、補助金等の目的、効果、今後のあり方について検討を行い、12月には、検討結果に基づき予算要求を行いました。また、建設課所管の負担金について柳井市の各種団体への負担金の実態を調査し、社会教育課所管の婦人会補助金の見直しを行いました。							
H19	補助・負担金の内容を精査し、3団体から脱会すると共に、補助・負担金を約360万円減額しました。							
H20	建設課が負担金を支出している14団体のうち、2団体から徴収停止の報告を受けました。							
H21	H20までに見直しを行ってきました。							

1 財政健全化計画の策定		(4)	適正な自主財源の確保						
取組内容		効果	H17	計画期間（実績）					H22 （目標）
				H18	H19	H20	H21	H22	
三位一体の改革に伴う国庫補助金や地方交付税の削減は大きな痛手となっており、自主自立のまちづくりを進めるためには、できる限り自主財源の確保に努める必要があります。 納税秩序の維持と公平性の実現及び自主財源確保に向けて、課税客体の適正な把握、町税等の収入の確保を図ります。また、公共下水道等の加入率向上を図り、財源確保に努めます。		安定した財政基盤の確立及び負担の公平性の確保。							
町税等の収入の確保									
○ 町税 催告・督促の強化及び休日・夜間徴収実施、口座振替推進、分割納付などにより収納率向上を図ります。			【16年度数値】	【数値目標】					
			実施						
		固定資産税 98.1%	98.2%	98.4%	98.4%	98.2%			98.2%
		町県民税 98.9%	98.7%	98.6%	98.4%	97.9%			99.0%
		軽自動車税 96.9%	96.3%	96.8%	96.7%	96.8%			97.5%
○ 国民健康保険税 催告・督促の強化及び休日・夜間徴収実施、口座振替推進、分割納付などにより収納率向上を図ります。			実施						
		収納率 96.6%	96.5%	96.0%	96.2%	94.2%			98.05%
○ 介護保険料 催告・督促を強化し、介護保険料未納期間による不利益等の説明を通じて収納率向上を図ります。		特別徴収 100%	100%						
		普通徴収 (94.6) 93.8%	93.9%	実施					
		全体 99.3%	99.2%	99.4%	99.4%	99.5%			99.6%
○ その他の使用料（住宅・上下水道使用料、保育料等） 催告・督促の強化及び休日・夜間徴収実施、口座振替推進、分割納付などにより収納率向上を図ります。			実施						
		住宅 91.8%	93.8%	92.6%	91.6%	91.9%			96.0%
		上水 98.0%	97.7%	97.6%	97.5%	97.5%			99.8%
		下水 99.8%	98.7%	98.6%	99.0%	98.7%			99.9%

公共下水道等の加入率向上		【15年度数値】		【数値目標】					
○ 加入率向上 個別調査等により、未接続の理由を把握しながら加入を推進します。		普及率	16.50%	19.4%	28.9%	実施			
		加入率	68.2%	67.3%	58.3%	33.9%	35.8%		80.0%
これまでの取組内容及び成果（町税・国民健康保険税）		今後の取り組み（町税・国民健康保険税）							
H17	○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。 ○滞納分は主として整理組合が実施していたので、臨戸徴収及び電話催告を 現年度分を中心に徴収を行いました。 ○納税相談を実施し、滞納者の実態に即し、納税誓約書、納税猶予等の措置を行いました。 ○臨戸・電話催告等により、納税への理解と納付誓約による定期的納入を促進しました。	○滞納整理事務の移行に伴い、職員の資質の向上は必要不可欠であり、今後は職員研修の充実を行います。 ○関係各課との連携を密にし、滞納処分までの進行管理を強化します。 ○滞納整理事務の強化を図るため、滞納繰越分の口座振替納付への移行を促し、臨戸徴収の軽減を図ります。 ○実態調査、財産調査を実施し、滞納者の実態に即した滞納処分を行います。							
H18	○滞納整理事務をより的確に進めるため滞納システムを導入し、有効利用を図りました。 ○督促状・催告書の発送を定期的に行いました。 ○整理組合の解散に伴う事務及び臨戸徴収等の移行処理を行い、過年度分も含めて臨戸徴収及び電話催告を行いました。 ○納税相談を実施し、納税者の実態に即し、納付誓約等の処理を行いました。 ○高額滞納者に対し、最終催告書の送付及び実態調査を通じて、滞納処分への事務処理を行い、2件の差押えを行いました。 ○整理組合から町への移行の徹底と滞納システムの効率的活用により滞納者への対応が迅速に行えるようになりました。								
H19	○滞納システムの有効利用を図り、事務の迅速化を図りました。 ○定期的に督促状・催告書を発送した。 ○滞納世帯の実態把握に努め、特殊事情により納税困難場合、徴収猶予等の納税緩和を図りました。 ○悪質滞納者への差押えを実施しました。	○税の公平・公正の確保に努めます。 ○滞納整理事務の移行に伴い、職員の資質の向上は必要不可欠であり、今後は職員研修の充実を行います。 ○関係各課との連携を密にし、支払督促・滞納処分までの進行管理を強化します。 ○滞納整理事務の強化を図るため、滞納繰越分の口座振替納付への移行を促し、臨戸徴収の軽減を図ります。 ○実態調査、財産調査を実施し、滞納者の実態に即した滞納処分を行います。							
H20	○滞納システムの有効利用を図り、事務の迅速化及び情報の共有化を図りました。 ○定期的に督促状・催告書を発送した。 ○滞納世帯の実態把握に努め、特殊事情により納税困難場合、徴収猶予等の納税緩和を図りました。 ○悪質滞納者への差押や捜索を実施しました。								
H21	○滞納システムの有効利用を図り、事務の迅速化及び情報の共有化を図りました。 ○定期的に督促状・催告書を発送した。 ○滞納世帯の実態把握に努め、特殊事情により納税困難場合、徴収猶予等の納税緩和を図りました。 ○悪質滞納者への差押や捜索を実施しました。	○税の公平・公正の確保に努めます。 ○滞納整理事務の移行に伴い、職員の資質の向上は必要不可欠であり、今後は職員研修の充実を行います。 ○関係各課との連携を密にし、支払督促・滞納処分までの進行管理を強化します。 ○滞納整理事務の強化を図るため、滞納繰越分の口座振替納付への移行を促し、臨戸徴収の軽減を図ります。 ○実態調査、財産調査を実施し、滞納者の実態に即した滞納処分を行います。 ○マル公対応納付書へ変更を図ります。							

これまでの取組内容及び成果（介護保険料）		今後の取り組み（介護保険料）
H17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種集会への出前講座を実施しました。</li> <li>○未納者に対して電話催告や臨戸徴収を強化しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出前講座や広報誌により啓発を行います。</li> <li>○税務課との連携や滞納整理システムの有効活用により徴収体制を強化します。</li> <li>○口座振替や分割納付を促進します。</li> <li>○特別徴収対象者の捕捉回数を増やすことにより、特別徴収（年金天引き）の範囲を拡大します。</li> <li>○収納について私人委託（コンビニ等）を検討します。</li> </ul>
H18	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の取組を行いました。</li> <li>○窓口・電話及び各種集会での制度説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料設定の考え方</li> <li>・年金引落しの仕組み</li> <li>・未納期間によるサービス利用制限</li> </ul> </li> <li>○徴収体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納整理システムの導入</li> </ul> </li> <li>○徴収方法の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替の促進</li> <li>・分割納付の促進</li> </ul> </li> <li>○徴収の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度未納者への早期対応と月別進行管理の徹底</li> <li>・未納者に対する督促状の送付（毎月）</li> <li>・滞納者に対する催告書の送付（5, 8, 11月）</li> <li>・徴収強化月間の設定（9, 12月）</li> </ul> </li> </ul>	
H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組内容</li> <li>○窓口・電話及び各種集会での制度説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料設定の考え方</li> <li>・年金引落しの仕組み</li> <li>・未納期間によるサービス利用制限</li> </ul> </li> <li>○徴収体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課滞納徴収班と連携した取組み</li> </ul> </li> <li>○徴収方法の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替の促進</li> <li>・分割納付の促進</li> </ul> </li> <li>○徴収の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度未納者への早期対応と月別進行管理の徹底</li> <li>・未納者に対する督促状の送付（毎月）</li> <li>・滞納者に対する催告書の送付（5, 8, 11月）</li> <li>・徴収強化月間の設定（9, 12月）</li> </ul> </li> </ul>	
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組内容</li> <li>○窓口・電話及び各種集会での制度説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料設定の考え方</li> <li>・年金引落しの仕組み</li> <li>・未納期間によるサービス利用制限</li> </ul> </li> <li>○徴収体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課滞納徴収班と連携した取組み</li> </ul> </li> <li>○徴収方法の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替の促進</li> <li>・分割納付の促進</li> </ul> </li> <li>○徴収の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度未納者への早期対応と月別進行管理の徹底</li> <li>・未納者に対する督促状の送付（毎月）</li> <li>・滞納者に対する催告書の送付（5, 8, 11月）</li> <li>・徴収強化月間の設定（9, 12月）</li> </ul> </li> </ul>	

H 2 1	<p>●取組内容</p> <p>○窓口・電話及び各種集会等での制度説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料設定の考え方</li> <li>・年金引落しの仕組み</li> <li>・未納期間によるサービス利用制限</li> <li>・保険料、サービス等の制度の周知用パンフレットを作成し、世帯に配布</li> </ul> <p>○徴収体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課滞納徴収班と連携した取組み</li> </ul> <p>○徴収方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替の促進</li> <li>・分割納付の促進</li> </ul> <p>○徴収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現年度未納者への早期対応と月別進行管理の徹底</li> <li>・未納者に対する督促状の送付（毎月）</li> <li>・滞納者に対する催告書の送付（5, 8, 11月）</li> <li>・徴収強化月間の設定（9, 12月）</li> </ul>	
これまでの取組内容及び成果(住宅使用料)		今後の取り組み(住宅使用料)
H 1 7	滞納者に対し、電話による納付指導や戸別訪問等により徴収をしました。	徴収対策班と協力して、滞納0をめざします。
H 1 8	平成18年8月28日付で「周防大島町住宅家賃等の督促等事務処理要綱」を定め、税務課徴収班と協力して事務処理を進めました。	
H 1 9	「周防大島町住宅家賃等の督促等事務処理要綱」にそって、滞納者対策を進めました。特に、新たな滞納を出さないよう事務処理を行いました。	
H 2 0	滞納者へ毎月督促状及び催告書を送付するとともに、悪質滞納者に対し、税務課徴収班・上下水道課管理班と協力して臨戸訪問を実施しました。	徴収対策班と協力して、滞納0をめざします。
H 2 1	滞納者へ毎月督促状及び催告書を送付するとともに、悪質滞納者に対し、連帯保証人への納付指導依頼書送付や個別訪問等の事務処理を行いました。	徴収対策班と協力して、滞納0をめざします。
これまでの取組内容及び成果（保育料）		今後の取り組み（保育料）
H 1 7		引き続き滞納がないように努めます。
H 1 8	税務課を中心に滞納システムを導入しました。	
H 1 9	滞納者に対し、誓約書の提出と督促状の送付。	滞納システムを活用し、滞納者の収納に努めます。
H 2 0	督促状の送付を行い、滞納者に配慮した納付方法、指導等を実施。	滞納システムを活用し、保育園とも連携しながら滞納収納に努めます。
H 2 1	滞納者への督促状及び催告書（税務課徴収班による）の送付。滞納者に配慮した納付方法、指導等を実施。	税務課徴収班との協力、保育園との連携により滞納収納に努めます。
これまでの取組内容及び成果（上下水道使用料）		今後の取り組み（上下水道使用料）
H 1 7	水道大口滞納者への納付指導を実施、過年度滞納7,100,702円を徴収しました。現年度分徴収率97.72%	徴収対策班と協力して、滞納0をめざします。
H 1 8	税務課徴収対策班と協力し、過年度滞納の徴収を実施しました。水道料過年度滞納2,629,949円を徴収。	
H 1 9	税務課徴収対策班と協力し、過年度滞納の徴収を実施しました。水道料過年度滞納3,221,258円を徴収。	
H 2 0	税務課徴収対策班及び生活衛生課公営住宅班と協力し、過年度滞納分の徴収を実施しました。水道料等の過滞納分4,829,911円(1月末現在)を徴収。	
H 2 1	税務課徴収対策班及び生活衛生課公営住宅班と協力し、過年度滞納分の徴収を実施しました。水道料等の過滞納分4,589,032円(1月末現在)を徴収。	

これまでの取組内容及び成果（公共下水道等の加入率向上）		今後の取り組み（公共下水道等の加入率向上）
H17	供用開始地区説明会（2地区）、広報紙等で加入の呼びかけ（2回）を実施しました。（普及率19.4% 加入率67.3%）	建設工事の早期完成、早期供用開始及び加入率の向上を図り、使用料収入を確保して経営の健全化をめざします。
H18	供用開始地区説明会（12地区）、広報紙等で加入の呼びかけ（3回）を実施しました。（普及率29.2% 加入率52.6%）	
H19	供用開始地区説明会（3地区）、広報紙等で加入の呼びかけ（2回）を実施しました。水洗化率、%	
H20	供用開始地区内戸別訪問説明及び広報紙等で加入の呼びかけ（2回）を実施しました。	
H21	供用開始区域及び加入の呼びかけ等を広報紙等で実施しました。	

1 財政健全化計画の策定		(5)	イベントの見直し					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
イベントは行政目的を達成するための手段であるという観点から、目標、プロセス、必要性や効果を評価して、その見直し結果を次のイベントに反映し、効果を高めめます。 イベントの、中止、統合、NPO等との協働などいろいろな方法も検討しながら見直しを行い、目的や成果の達成をめざすとともに、参加者、生活者の視点でイベントのやり方を根本的に改革します。		予算や人的資源の節減 重点化によるイベントの活性化。	調査・見直し					
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み						
H17	スポーツ行事の見直しを行い、地区主催行事、教育委員会主催行事別に整理し、関連行事を統合しました。（橘地区武道大会を教育委員会主催行事に統合）	地区イベントの運営についてはなるべく住民主体の運営とし、地域の特色ある取り組みとして開催できるよう推進します。また、現在継続的に開催している大規模スポーツイベントについては、住民の視点に立って検討を行います。						
H18	文化祭行事の準備、運営を住民協働で行いました。							
H19	体育協会の法人化、町全体のスポーツイベントのあり方について検討しました。							
H20	「お大師堂めぐり歩け歩け大会」のイベント事務を周防大島町観光協会へ移管しました。							
H21	お大師堂めぐり歩け歩け大会、周防大島花火大会、周防大島ふるさと・くか夏まつり大会の内容を充実し、誘客を図りました。							

1 財政健全化計画の策定		(6)	企業会計手法による財務分析の導入					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
<p>現行の予算制度は、地方自治法に基づき単年度の収入・支出を現金の動きとして、現金主義の単式簿記により予算・決算の手続きを行なっています。このため、これまでに蓄積してきた資産の構成や、将来負担しなければならない負債などのストック情報はわかりにくいものになっています。そこで、企業会計的手法を活用し、財政状況をストック面から明らかにするため、国から示された基準に準拠してバランスシートと行政コスト計算書を作成します。</p> <p>これにより、財産（資産）、借金（負債）などのストック情報を一覧にしたり、一年間の行政サービスに要した費用を明らかにすることなどで、新たな角度から財政状況を把握するとともに、その状況を公表し、公正で透明性の向上をめざします。</p>		<p>行政の効率化、財政の健全化及び財務運営の効率性・透明性の確保。</p>	調査・検討 一般会計	策定・公表、実施				
			調査・検討 特別会計					
			これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み			
H17	一般会計についてバランスシートを試作しました。	平成22年度までに4財務諸表の作成、公表に努めます。						
H18	新地方公会計制度研究会報告書に基づき、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の作成について研究を行いました。							
H19	新地方公会計制度研究会報告書に基づき、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の作成について研究を行いました。							
H20	公会計整備のため各関係課に固定資産の調査を依頼し集計作業を実施します。							
H21	公会計整備のため、公有財産適正管理基本方針を作成しました。年度末に4財務諸表を作成します。							

1 財政健全化計画の策定		(7)	消耗品管理の一元化					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
各課で発注・管理していた消耗品を一課での発注・管理に変更することで、適正な在庫量と事務の効率化を図ります。		経常経費削減による、財政の健全化。	調査・検討	実施				
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み						
H17	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。	<p>現在の庁舎形態では一元管理についての効果は希薄と判断。今後の職員減、本庁方式への移行等を踏まえ再検討を行います。</p> <p>ただし、コピー用紙等統一規格で大量購入を行う物品については競争入札による購入を検討します。</p>						
H18	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。							
H19	消耗品等の一元管理の手法について検討しました。							
H20	検討中です							
H21	検討中です。							

2 受益者負担の適正化		(8)	受益者負担の適正化					
取 組 内 容		効 果	H 1 7	計 画 期 間				
				H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
保育料、上下水道使用料等、使用料・手数料等の受益者負担について、営業費用（人件費、修繕費、減価償却費等）と資本費用（支払利息、資産維持費）を合計した総括原価と、それに見合う料金のあり方について見直し、住民の理解を得ながら適正な料金改定を行います。また、国民健康保険税等に就いても、低所得者等への負担割合の軽減等に配慮して見直しを行います。（法令等で、受益者負担の基準が定められている施設を除く。）		安定した財政基盤の確立及び負担の公平性の確保。	調査・検討	段階的に実施				
これまでの取組内容及び成果（介護保険料）		今後の取り組み（介護保険料）						
H 1 7	「第3期介護保険事業計画」を策定し、今後3年間のサービス費用見込額に基づく保険料を算定しました。	「第3期介護保険事業計画」のサービス費用見込額と実際の給付額を比較検証しながら、適正な保険料の把握に努めます。						
H 1 8	○以下に留意して、介護保険料を改定しました。（6.9%アップ） ※所得の低い人の負担を抑えるために、現行の第2段階を細分化し、新たな階層を創設しました。 ※ 地方税法の改正により、保険料段階が上昇する人に対して激変緩和措置を講じました。							
H 1 9	「第3期介護保険事業計画」のサービス費用見込額と実際の給付額を比較検証しながら、適正な保険料の把握に努めました。							
H 2 0	○地方税法の改正により保険料段階が上昇する人に対して、激変緩和措置を継続しました。 ○「第3期介護保険事業計画」のサービス費用見込額と実際の給付額を比較検証しながら、適正な保険料の把握に努めました。 ○「第4期介護保険事業計画」を策定し、今後3年間のサービス費用見込額に基づく保険料を推計しました。							第4期介護保険事業計画に基づき、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階を設定して保険料の改定を行います。
H 2 1	○以下に留意して、介護保険料の改定を行いました。（17.6%アップ） ※所得の低い人の負担を抑えるために、現行の第4段階を細分化し、特例第4段階を創設しました。 ※課税層の弾力化を図るために、第5段階の細分化を行い新たに第6段階を創設し、7段階としました。							「第4期介護保険事業計画」のサービス費用見込額と実際の給付額を比較検証しながら、適正な保険料の把握に努めます。
これまでの取組内容及び成果（国民健康保険税）		今後の取り組み（国民健康保険税）						
H 1 7	合併後の国民健康保険税の取扱いについては、地方税の取扱いについて（協定項目8）提案されており、国民健康保険税の税率及び納期について合併時に統一されました。（ただし税率については応益割合及び介護納付金額を考慮しながら、負担公平の原則に立ち、急激な負担増かとならないように調整に努めるものとし、以下のとおり、受益者負担の適正化について検討を行いました。 （平成16年度） ・17年3月7日：平成16年度第1回周防大島町国民健康保険運営協議会：運営協議会（委員12名で構成）にて、国保税の税率等について現状等説明。 （平成17年度） ・18年1月13日：平成17年度第1回周防大島町国民健康保険運営協議会：国保財政が厳しい状況であるため、税率の引上げが必要。 ・18年2月9日：平成17年度第2回周防大島町国民健康保険運営協議会：税制改正を諮問（平成18年2月3日）し、同内容による答申。	「医療費の抑制に引き続き努力をしていただきたい。」との意見と共に、諮問どおりの答申があり、3月定例町議会で議決がなされました。 ○生活習慣病の予防に全力を！（健康づくりの推進） ○国保税の滞納は不公平とならないように！（滞納整理の促進、保険証の短期証・資格証） ○軽減制度（2割・5割・7割軽減） 低所得者の負担軽減を図るため、所得が一定額以下の場合、その納税義務者の被保険者均等割額または世帯別平等割額を政令で定める基準に従って、町条例で定めるところにより減額することとされています。						

H18	平成18年度国民健康保険税から税率を改定しました。 ○国保医療分（軽減制度（2割・5割・7割軽減） ①所得割（改正前：6.5%→改正後：7.9%） ②資産割（改正前：23.0%→改正後：38.0%） ③均等割（改正前：17,400円→改正後：21,800円） ④平等割（改正前：18,300円→改正後：22,000円）（※賦課限度額：改正前：53万円→改正後：53万円） ○国保介護分 ①所得割（改正前：0.9%→改正後：1.6%） ②資産割（改正前：10.0%→改正後：10.0%） ③均等割（改正前：5,500円→改正後：6,000円） ④平等割（改正前：5,500円→改正後：6,200円）（※賦課限度額：改正前：8万円→改正後：9万円）	
H19	改定なし	
H20	国民健康保険運営協議会の改選に伴い、公益代表委員の選出を公正性を高めた選出方法に改めた。 平成20年度国民健康保険税から税率を改定しました。 ○国保医療分 ①所得割（改正前：7.9%→改正後：4.0%） ②資産割（改正前：38.0%→改正後：26.0%） ③均等割（改正前：21,800円→改正後：13,800円） ④平等割（改正前：22,000円→改正後：13,800円）（※賦課限度額：改正前：56万円→改正後：47万円） ○後期高齢者支援分（新設） ①所得割（3.9%） ②資産割（12.0%） ③均等割（8,000円） ④平等割（8,200円）（※賦課限度額：12万円） ○国保介護分（改正なし） ①所得割（1.6%） ②資産割（10.0%） ③均等割（6,000円） ④平等割（6,200円）（※賦課限度額：9万円）	
H21	平成21年度国民健康保険税から限度額を一部改定しました。 ○国保医療分 改定なし ○後期高齢者支援分 改定なし ○国保介護分 賦課限度額 9万円→10万円	
これまでの取組内容及び成果（保育料）		今後の取り組み（保育料）
H17	合併時すりあわせた、旧4町の一番安い額を各階層とも適用しています。	引き続き適正な保育料を検討していきます。
H18		
H19	定率減税廃止に伴い、基準額表の一部改正。徴収金額については変更なし。	
H20		適正な保育単価にするため、保育料徴収基準額表の見直しについて検討中です。
H21	H22年度から国の徴収基準額が現行の第7階層より上の高所得者層について第8階層を新たに創設することに伴い、町の基準額表に第8階層を新設する。徴収金額については検討中。	適正な保育単価にするため、保育料徴収基準額表の見直しについて引き続き検討する。
これまでの取組内容及び成果（上下水道使用料）		今後の取り組み（上下水道使用料）
H17	水道料金改定のために、給水単価検討協議会を設置して検討を行いました。	下水道使用料検討協議会において、適正な下水道使用料について検討します。
H18	給水単価検討協議会から答申を受け、平成19年4月から水道料金の改定を決定しました。また、下水道使用料改定のために、下水道使用料検討協議会を設置して検討を行いました。	
H19	下水道使用料検討協議会から答申を受け、平成20年4月から下水道使用料の改定を決定しました。	
H20	給水単価検討協議会委員について再委嘱（H20年11月1日から3年間）をお願いし、安定的な給水単価を維持するために給水単価の改定について諮問を行いました。	下水道使用料検討協議会及び給水単価検討協議会において、引き続き適正な使用料について検討します。
H21	給水単価検討協議会からの答申を受け、平成20年4月から水道料金の改定を決定しました。また、適正な下水道事業の運営を図るため、下水道使用料単価の改訂について諮問（平成22年1月）を行いました。	

3 定員適正化の推進		(9)	定員適正化の推進						
取 組 内 容		効 果	H 1 7	計 画 期 間 (下段は実績)					
				H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	
平成16年10月1日の合併に伴い、合併時点での職員数(普通会計)は、本庁方式の類似団体と比較した場合、約150人多い状況となっています。合併の効果をできる限り早く出すため、平成22年4月1日時点で、43人を当面の削減目標とし、その早期実現に向けて定員適正化計画を策定します。また、目標達成後においても、社会経済情勢や住民ニーズの変化に応じて、常に事務量を把握するとともに、外部委託の推進など効率性や経済性の観点から事務事業の見直しを行い、より一層の定員の削減に取り組みます。		人件費削減による行政運営コストの削減を通じた財政健全化。	計画策定						
			推進						
			職員数(人) 計画	376	372	368	352	342	331
これまでの取組内容及び成果		H16.10.1	381	376	371	358	335	315	306
H 1 7		平成18年3月に「定員適正化計画」を策定し、平成18年度から平成22年度までの5年間で41人(11.0%)の実質的削減を目標としました。 (実績：定年退職3人、普通退職3人、新規採用3人)		退職者の補充については、職種や業務ごとにその必要性を十分精査のうえ、新規採用を行います。なお、平成19、20年度に、職員の新規採用は行わない予定です。					
H 1 8	定年退職4人、普通退職6人、新規採用0人を予定しており、適正化計画以上の人員削減が進んでいます。								
H 1 9	定年退職17人、普通退職6人、新規採用0人を予定しています。								
H 2 0	定年退職11人、普通退職8人、死亡退職1人、新規採用1人を予定しています。		定年前退職が想定以上に進行しています。						
H 2 1	定年退職10人、普通退職3人、死亡退職1人、新規採用4人を予定しています。		計画期間の計画数値を定員適正化計画に合わせたものに修正しています。当初の実施計画の目標333人→定員適正化計画の目標331人(いずれも平成22年4月1日現在)						

4 公共工事コストの縮減		(10)	公共工事コストの縮減					
取 組 内 容		効 果	H 1 7	計 画 期 間				
				H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
公共事業の設計から施工に至るまでの各プロセスや維持管理コストを含めた総合的なコスト縮減の観点から、地域の実情に応じた基準の導入や市場価格の設計単価への適切な反映など、公共工事コストの縮減を図ります。 また、公共工事再評価委員会を定期的に開催し、公共事業の効率性、有効性を高めます。公共工事の入札・契約についても、競争性や透明性の向上を図るとともに、ITの活用による入札・契約事務の効率化を検討します。		工事費及び経費削減による財政健全化。	公共工事再評価委員会設置					
			調査・研究	実施				
これまでの取組内容及び成果		目標期間はH20までとしますが、コスト縮減対策は行動計画に基づき、H21以降も継続します。						
H 1 7		今後の取り組み						
H 1 8	「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定しました。		社会資本を整備する手段としての公共工事は、限られた財源を有効に活用し、「よりよい社会資本をよりやすく住民に提供する」という観点から、計画・設計から社会資本整備・管理のすべての段階で、新しい発想に基づき出来るコスト縮減のための具体策を実施します。					
H 1 9	平成18年度導入の「郵便入札制度」により、平成19年度も入札契約制度の透明性、競争性及び公平性に努めました。		物品、業務及び工事等における随意契約結果の公表、また、一般競争入札や電子入札制度の検討をします。					
H 2 0	平成18年度導入の「郵便入札制度」により、平成20年度も入札契約制度の透明性、競争性及び公平性に努め、コスト削減、事務の効率化及び入札参加者のコスト低減のため、設計図書の電子配布を実施しました。 また、物品、業務及び工事等における随意契約結果の公表を行いました。		入札契約制度の見直し(総合評価方式の導入、郵便入札の拡充)を検討します。					
H 2 1	平成20年度に引き続き、設計図書の電子配布、物品・業務及び工事等における随意契約結果の公表等を行いました。また、入札・契約制度において、総合評価方式の導入について検討を行い、要綱を設定しました。		総合評価方式を導入します。					

住民との協働による新たな行政サービス提供体制の確立

5 情報公開の推進と透明性の向上		(11)	ホームページの充実					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
<p>公平、公正で透明性の高い行政を確立し、住民と行政の信頼関係を構築するため、情報公開制度の充実や広報紙やホームページなどの活用による町政情報の積極的な提供を行い、個人情報の保護に配慮しつつ、住民と行政との情報の共有化を図り、説明責任（アカウンタビリティ）を果たします。</p> <p>インターネットを利用できない環境にある方にも配慮し、広報紙についても、読みやすさや内容の充実に一層努力します。</p>		<p>公正、透明性の向上による住民参画の推進。</p>	実施					
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17	<p>周防大島町情報公開条例（平成16年10月1日）及び周防大島町個人情報保護条例（平成17年3月25日）を施行しました。</p> <p>また、町ホームページに広報誌（PDF版）を掲載しました。</p>	<p>ホームページの運用について、新たにCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮したホームページを構築します。</p>						
H18	<p>情報公開コーナーに公文書目録、個人情報取扱事務目録を整備しました。また、町ホームページに議会広報（PDF版）、議事録（PDF版）を掲載しました。</p>							
H19	<p>町ホームページの町議会について、日程表・一般質問・結果について情報を掲載しました。</p>	<p>地震・津波等の災害に備えるための防災情報について、ハザードマップ等の災害予測情報を町ホームページへ掲載します。</p>						
H20	<p>入札に関する設計図書がパスワード管理によりダウンロードできるよう対応しました。</p>	<p>これまでの登録情報内容の整理を行います。</p>						
H21	<p>現在掲載している広報誌（PDF版）について、各年毎の掲載情報を整理しました。</p>	<p>これまでの登録情報内容の整理を行います。</p>						

6 住民の目線に立った協働体制の確立		(12)	住民協働によるまちづくり					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
<p>複雑多様化する住民ニーズへの対応や、様々な地域課題の解決を図るため、住民、NPO・住民活動団体等と町が対等の立場でお互いに果たすべき責任と役割を自覚し、ともに考えともに汗を流す協働体制の確立が重要になっています。</p> <p>活動支援、情報交流や施設の提供などを推進し、協働のまちづくりへの参加を通じて、人々の交流と連携が強化され、住民が「役に立った」と自己実現を感じ、それが高齢化に伴い、衰退しつつある地域社会の活性化にもつながるような体制づくりに取組みます。</p>		<p>NPO等の各種団体の活動支援、情報交流等を通じて活性化を図り、色々な活動や地域づくりの分野での新たな担い手として発展することが期待される。</p>	調査・検討					
			実施					
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17	地域づくりを促進するため、周防大島町を拠点に活動しているNPO団体・地域活動団体が連携した取組み（シンポジウム開催等）及び「地域支え合い体制の再構築」に資するボランティア活動などを支援しました。	NPO団体・地域活動団体が目指している、「周防大島町民活動ネットワークセンター」（仮称）の設置に向けた検討を行うとともに、周防大島におけるNPO団体や地域活動団体の取組みを活発化させ、自立した民間主導型の新しいまちづくりを促進します。						
H18	昨年度に引き続き、地域づくり活動（記念フォーラム開催・ボランティア活動等）への支援を行うとともに、活動を促進するための情報提供・PR活動などを実施しました。							
H19	“NPO団体等が連携した地域づくり”や“地域活性化”に対する支援と併せて、その活動促進に資する新規の方策について検討を行いました。							
H20	官学連携による地域活性化を柱とする「地域再生計画」を策定し、「産業再生」のための人材育成が立ち上がるなど新しい取組がはじまった。							
H21	従来の地域づくり活動支援に加え、官民学連携による「地域再生事業（起業家育成事業）」のステップアップや新たにNPO法人による「地方の元気再生事業（荒廃農地対策等）」への取り組みもはじまりました。							

6 住民の目線に立った協働体制の確立		(13)	男女共同参画の推進					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女が差別を受けることなく、対等なパートナーとして様々な分野に参画し、利益も責任も分かち合っているような社会をめざすため、男女共同参画に関する広報・啓発を行い、学習機会の提供も推進します。また、政策における意思決定や方針決定の場への女性の参画の促進など、あらゆる分野で男女共同参画を推進します。		性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を十分に発揮する男女共同参画社会の実現。	調査・検討					
				段階的に実施				
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17	男女共同参画社会の形成の促進に関するについて、調査、審議を行う町の諮問機関として「周防大島町男女共同参画審議会」を設置しました。また、町民の意識や現状、考え方を把握し、「周防大島町男女共同参画プラン」策定の基礎資料とするため、男女共同参画に関する住民意識調査を実施しました。	男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するため、計画の進捗状況を把握し、関係団体、関係部署との連携を密にする必要があり、審議会等を開催します。男女共同参画社会の意識向上を図るため、男女共同参画に関する啓発等を行います。						
H18	男女共同参画社会の実現を目指した基本方針となる新町最初の計画「周防大島町男女共同参画プラン」及び「概要版」を作成しました。男女共同参画に関する啓発を行いました。							
H19	男女共同参画に関する施策を推進するため、審議会を開催しました。審議会では、計画の進捗状況を説明、関係団体との意見交換を行いました。その後、山口県男女共同参画課長を講師に招き、県事業及び県基本計画の説明を受け、今後の取組みについて協議検討を行い、男女共同参画社会に関する研修を行いました。また、男女共同参画に関する啓発を行いました。	男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するため、計画の進捗状況を把握し、関係団体、関係部署との連携を密にする必要があり、審議会等を開催します。男女共同参画社会の意識向上を図るため、男女共同参画に関する啓発等を行います。配偶者暴力防止法の一部改正により、市町において配偶者暴力防止基本計画の策定が努力義務とされたので、基本計画の策定に向けた検討を行います。						
H20	男女共同参画社会の実現を目指すためには、一人ひとりの男女共同参画づくりへの意識の高揚を図ることが必要であり、そのための研修を予定。男女共同参画に関する啓発を行いました。							
H21	審議会委員の任期替えがあり、県の出前事業による研修を実施し、平成22年度に予定している「周防大島町男女共同参画プラン」の見直しに向けたスタートをきりました。							

6 住民の目線に立った協働体制の確立		(14)	パブリックコメント制度の活用					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
住民の多様な価値観を反映する機会を確保し、政策形成過程の一層の透明化を図る観点から、町の重要な政策等を決定する場合、あらかじめ「案」の段階から公表して住民の意見をいただき、いただいた意見を十分に考慮した上で、最終的な意思決定をするとともに、いただいた意見とその意見に対する町の考え方を公表するパブリックコメント制度を活用し、意思決定を行うにあたっての公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図ります。		公正・透明性の確保 説明責任の徹底による職員の資質向上。	実施					
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17	総合計画、行政改革大綱、集中改革プラン策定時にパブリックコメントを実施しました。	関係例規の整備を進めます。						
H18	行政手続法の改正により、パブリックコメント（意見公募手続）が義務づけられました。							
H19	中学校統合後の跡地の有効活用について、ホームページ、広報により、一般住民の提案募集を行いました。応募者10名。							
H20	政策企画課において該当事業はありませんでした。							
H21	政策企画課において該当事業はありませんでした。							

成果型重視の行政経営の推進

7 行政評価システムの導入		(15)	行政評価システムの導入					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
<p>限られた財源・人材を有効活用し、総合計画に掲げる事務事業等の優先順位や進行管理、公共事業、イベント、補助金のあり方を見直し、効率的な行政運営の実現、職員の意識改革、住民への説明責任や行政の透明性の向上に資する、計画（Plan）→実施（Do）→確認（Check）→対策（Action）のPDCAマネジメントサイクルによる行政評価システムを導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制整備</li> <li>・評価シート作成、業務量数値化（利用状況）</li> <li>・システム化（有効性、効率性、成果、評価）</li> </ul>		公正、透明性の向上による住民参画の推進、効率的な行政運営。	調査・検討	→	→	→	→	→
				試行	→	→	→	→
					段階的・実施	→	→	→
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17	周南市や下関市など先進自治体5箇所を視察し、評価の手法及び課題について調査・研究を行い、18年度の評価試行に向けて準備を行いました。		平成18年度中に、1班1細事業を目標に紙ベースでの評価の試行、行政評価システムへの財源内訳入力及び行政評価システム操作研修を予定しています。					
H18	5月9日、班長級職員13名により構成される行政評価部会を設置し、行政評価システムの検討を行いました。5月下旬には、行政評価システムの基礎資料となる「課別業務量算定表」の作成に着手しました。 8月30日、第2回の行政評価部会を開催し、財務会計システムとの連動、評価シート案について検討を行い、9月上旬には行政評価説明会を開催し、財務会計システムとの連動及び評価シートについて説明しました。11月1日には行政評価説明会を開催し、予算細事業概要調書の作成を依頼しました。作成した予算細事業概要調書は、財政課の予算査定に利用しました。		平成19年度には、行政評価システムの本稼働を予定しておりますので、行政評価専門部会を中心として、財務会計システムと連動した評価システムのスムーズな導入を図ります。					
H19	行政評価システムの本稼働により、平成18年度事務事業を評価し、平成20年度予算へ反映するマネジメントサイクルを確立しました。 ・4月2日～5月31日にかけて、全職員により平成19年度当初予算細事業単位の財源入力 ・7月27日～8月10日にかけて、全職員により平成18年度決算に伴う細事業単位の財源及び人工数入力 ・8月30日～31日にかけて、班長級を対象に行政評価システム研修会を開催 ・9月1日～10月5日にかけて、全職員により一次評価・二次評価を行い、平成20年度当初予算査定資料として活用		平成20年度以降において、真に持続可能な行政システムの確立を目指し、評価の精度を高めるものとします。					
H20	所管課が、政策企画課から、財政課に異動しました。 8月末、各支所において行政評価説明会を開催し、19年度決算を元に、9月末までに一次評価入力、10月末までに二次評価入力を行いました。 12月からの平成21年度当初予算ヒアリング時に、査定資料として活用しました。		本格稼働2年目になり、1年目では表に現れなかった問題が出てきました。開始当初に設定した細事業の分け方では、全事業を評価する際に、細かく分けすぎて煩雑になったり、逆に別々の細事業として分けた方がよい事業等有り、見直しの要望がありました。また、年度途中の新規事業、廃止事業の取扱い、職員の異動による人工数の取扱い、活動指標の修正をどうするか、等の検討事項がありました。 これらの問題をクリアし、評価の精度向上を目指します。					
H21	9月に昨年度からの検討事項であったシステムの改修を業者と話し合いながら進めました。10月初め、20年度決算をもとに各事務事業担当者及び担当課長に評価入力の依頼を行い、11月末までに一次・二次評価を完了しました。導入から3年目ということもあり、予算編成前の事業評価として業務の一環となっています。課内で入力日を決めて一斉に評価に取り組んでいる課もあり、行政評価が根付いてきたものと考えられます。 12月から、平成22年度当初予算ヒアリングの査定資料作成において、財政課と担当課の共有情報として活用しました。		前年度の検討事項からシステムの改善を図り、入力と集計のしやすい環境作りを行いました。しかし、不十分なところも残っており、よりスムーズな評価と集計に向けてシステムと実施方法の見直しが必要です。 今後は細事業の分け方や活動指標の見直しを考え、精度の高い評価結果を出すとともに結果の活用を進めます。					

8 職員の意識改革と人事評価制度の確立		(16)	人材育成基本方針の策定					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
前例や固定化した考え方にとらわれず、時代の変化に対し創造的かつ柔軟に対応できる組織づくりと、常に問題意識を持ち積極的に課題に取り組む姿勢と主体的に行動することのできる職員育成のため、職員一人ひとりの意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し組織としての総合力を高めることを目的として、人材育成基本方針を策定し、職場内研修や民間研修制度の導入などを積極的に進めます。		職員の意欲向上 業務遂行能力、資質の向上。	検討	策定	実施			
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み						
H17	山口県消防防災課へ、職員実務研修派遣1人を行いました。	山口県への職員実務研修派遣を継続するとともに、セミナーパークや全国市町村国際文化研修所など職場外研修を積極的に活用していきます。						
H18	山口県市町課へ職員実務研修派遣（1人）を行いました。 平成19年2月に、人材育成基本方針を策定、公表しました。							
H19	山口県市町課と併せて、柳井保健センターへ権限委譲を想定したケースワーカーの職員実務研修派遣を行いました。							
H20	山口県中山間地域づくり推進室（1人）及び柳井保健センター（1人）に職員実務研修派遣を行いました。							
H21	山口県市町課（1人）及び柳井保健センター（1人）に職員実務研修派遣を行いました。 （財）地域活性化センター全国地域リーダー養成塾（1人）を受講させました。 山口県市町職員研修（山口県セミナーパーク）階層別研修（34人）、特別研修（33人）を受講させました。 全国市町村国際文化研修所 特別研修（4人）を受講させました。 職員研修を兼ねて広島県三原市・三次市の小学校で体験型修学旅行誘致活動を行いました。（12人）		平成22年度に民間事業者による、全職員を対象とした接遇研修を予定しています。					

8 職員の意識改革と人事評価制度の確立		(17)	目標管理制度の導入					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
人は条件次第で目標達成に努力し、自ら進んで責任を取ろうとする前提に立ち、「職員が」「自分の仕事を」「目標を使って」「自己統制」する目標管理制度を導入し、職員の能力開発、職場の活性化を図ります。		職員の能力向上による事業・計画の確実な達成及び事務の効率化。	調査・検討	導入・試行	実施			
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み						
H17	目標管理制度について調査・研究を行いました。	目標管理制度を人事評価と連動させた場合うまく機能していない事例があり、導入は慎重に行う必要がありますので、行動プロセスを重視した目標管理制度の導入に向けて引き続き調査・検討を行います。						
H18	行政サービスの質の向上と業務の効率化を図るため、まず各部内の実情及び必要性に応じて行う組織目標の設定について調査・研究を行いました。							
H19	行政評価の基礎となる指標の設定に際し、夕張市の財政再建計画を参考に、活動指標（目標値・実績値）、成果指標（目標値・実績値）を全職員に入力していただき、その達成度を測定しました。							
H20								
H21	全職員を対象に人事評価制度の基礎研修を実施しました。（参加者291人）							

8 職員の意識改革と人事評価制度の確立		(18)	人事評価システムの導入				
取 組 内 容	効 果	H17	計 画 期 間				
			H18	H19	H20	H21	H22
目標管理制度を活用して、住民志向・成果志向の新たな行政経営システムの導入を視野に入れながら、公正で透明性と満足度の高い人事評価により職員のやる気を喚起し、最大限にその能力や個性の発揮・活用が図れるような人事評価システムの導入について検討します。	業務の質や量、職員の能力や適性等に応じた適正な職員配置を図り、職員の士気の高揚、職場満足度の向上により、効率的な業務執行体制の構築。	調査・検討		導入・試行		実施	
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み					
H17	人事評価システムを調査・研究しました。	公正で透明性と満足度の高い人事評価システムの導入・試行に向け調査・検討します。					
H18	国が試行導入した、管理職に係る人事評価システムを調査・研究しました。						
H19	地方自治体の先進事例である岸和田市の評価システムを調査・研究するとともに、小規模団体におけるシステム構築に向けての課題を精査しています。						
H20	平成21年度に評価者・被評価者研修を実施し、人事評価制度への理解を深め、平成22年度の試行を目指します。						
H21	全職員を対象に人事評価制度の基礎研修を実施しました。(参加者291人)						

9 職員提案制度の導入		(19)	職員提案制度の導入				
取 組 内 容	効 果	H17	計 画 期 間				
			H18	H19	H20	H21	H22
町政に関するアイデアや、事務改善、業務の効率化等を職員から募り、創造性や研究心を高めるため、次の分野について職員提案制度を導入します。 ・住民サービスの向上 ・事務の効率化に資するもの ・経費の節減に資するもの ・公益上有効なもの	コスト意識とスピード感を持った成果重視の行政の推進による全庁的な経営革新を通じた住民サービスの向上。	調査・検討		導入・試行		実施	
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み					
H17	集中改革プラン策定時に全職員を対象として職員提案を求め、計画に反映しました。	職員提案制度の制度化へ向けて、要綱等を策定します。					
H18	職員提案制度の法整備について検討しました。						
H19	中学校統合後の跡地の有効活用について、職員の提案募集を行いました。応募者18名。						
H20	該当する事業がありませんでした。						
H21	該当する事業がありませんでした。						

10 住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり		(20)	庁舎機能の見直し					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
現在の分庁と4総合支所による周防大島方式から、効率的でスリムな組織とするため、住民サービスの維持向上が図られる組織づくりについて、分庁と総合支所機能について見直しを行います。		住民サービスの向上、組織の合理化・効率化。	検討	段階的実施				
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17			庁舎建設基本構想及び組織機構改革報告書に基づき、庁舎機能の検討・協議を進めます。					
H18	<ul style="list-style-type: none"> <li>○星野哲郎記念館と併設する東和庁舎の建設に着手しました。</li> <li>○総務課において、庁舎建設基本構想策定業務報告書の作成委託を行いました。</li> <li>○行革本部会議に機構改革検討専門部会を設置し、平成27年度末を目標とする組織機構改革報告書を策定し、庁舎機能の見直しを行いました。</li> </ul>							
H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○星野哲郎記念館と併設する東和庁舎の完成に伴い、7月17日から東和総合支所での執務を開始しました。</li> <li>○ハローワーク跡地を久賀東庁舎とし、9月10日から環境生活部が執務を開始しました。</li> </ul>							
H20								
H21	○蒲野・沖浦・油田・日良居出張所を正規職員1人嘱託職員1人、その他の出張所（棕野・白木・和田）を嘱託職員1人体制とし、公募による嘱託職員のローテーションで業務を行っています。							

10 住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり		(21)	外郭団体の見直し					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
外郭団体の積極的な活用と活性化を図るとともに、その運営の健全化に努め、経営状況の厳しい外郭団体の経営改善を促進するとともに、類似団体の統廃合も含めた見直しを推進します。		団体運営の健全化・効率化。	調査・検討	実施				
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17			補助団体の活動内容・計画について、公益性、有効性について検討した上で見直しを図ります。					
H18	婦人会について見直しを行い、補助金を削減しました。							
H19	観光協会を財団法人化し、平成20年4月から商工観光課事業を移管することを決定しました。							
H20	周防大島町観光協会が一般社団法人になりました。							
H21	外郭団体の見直しはありませんでした。							

10 住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり		(22)	職員流動体制の導入				
取 組 内 容		効 果	H 1 7	計 画 期 間			
			H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
業務の繁閑に応じて、部課相互において職員の臨時的流動体制を確立します。 ・各種イベント、徴収業務、申告事務等		組織の活性化、行政運営の効率化、分かち合いによる職員負担の軽減。	調査・検討 → 実施				
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み				
H 1 7			流動化で対応できる事務・事業の洗い出しが課題となっており、引き続き調査・検討を進めます。				
H 1 8	組織の活性化と行政運営の効率化を図るために、人員の適正配置を含めて調査・検討を行いました。徴収事務や申告事務等専門的知識を要する職務への対応は、現時点では困難とされます。						
H 1 9	組織の活性化と行政運営の効率化を図るために、人員の適正配置を含めて調査・検討を行いました。徴収事務や申告事務等専門的知識を要する職務への対応は、現時点では困難とされます。						
H 2 0	組織の活性化と行政運営の効率化を図るために、人員の適正配置を含めて調査・検討を行いました。徴収事務や申告事務等専門的知識を要する職務への対応は、現時点では困難とされます。						
H 2 1	組織の活性化と行政運営の効率化を図るために、人員の適正配置を含めて調査・検討を行いました。徴収事務や申告事務等専門的知識を要する職務への対応は、現時点では困難とされます。						

10 住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり		(23)	公共料金納付窓口の拡大																																										
取組内容		効果	H17	計画期間																																									
				H18	H19	H20	H21	H22																																					
税などの公共料金の納付に、国が進める電子政府構想の一環である電子納付サービス「ペイジー」やコンビニエンスストア等での納付を検討し、納付窓口の拡大を検討します。		役場窓口に出向かなくても、携帯電話、パソコン等から納付出来、コンビニエンスストアにおいても24時間納付可能になり住民サービス及び収納率の向上。	調査・検討	→	実施				→																																				
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み																																											
H17	<p>周辺自治体の「ペイジー」活用団体の調査・研究、コンビニエンスストア等の納付についての調査・研究を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ペイジー」の活用を行っている近隣の自治体は岡山県及び広島県しかなく、コンビニ納付を行った場合の取扱経費は65円/件。</li> <li>現在利用している郵便局、銀行等における口座引落の取扱経費10円/件、窓口納付経費は郵便局30円/件、銀行等は無料。</li> <li>収納システムの導入における収納システム経費は4,076千円、保守経費18,900円/月、また、窓口用納付書再発行システム経費は850千円、保守経費18,900円/月が必要。</li> </ul>	<p>今後の町の収納状況や、山口県、近隣自治体の納付サービスの推移を見て実施方法、実施時期の検討を行います。</p>																																											
H18	<p>各課から17年度における窓口納入、口座引落、滞納状況や町内のコンビニエンスストアの店舗数、周辺自治体の「ペイジー」活用団体、指定金融機関における「ペイジー」の取扱方針について調査を行いました。</p> <p>・納付の方法</p> <table border="0"> <tr> <td>町県民税</td> <td>窓口納入61.8%、滞納1.9%</td> <td>固定資産税</td> <td>窓口納入37.6%、滞納1.0%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>窓口納入25.6%、滞納3.1%</td> <td>国保税</td> <td>窓口納入47.4%、滞納1.1%</td> </tr> <tr> <td>住宅新築資金貸付</td> <td>窓口納入12.5%、滞納0%</td> <td>老人保護措置費</td> <td>窓口納入72.3%、滞納0%</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td>窓口納入24.7%、滞納0%</td> <td>教員住宅使用料</td> <td>窓口納入74.4%、滞納0%</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>窓口納入2.7%、滞納1.2%</td> <td>訪問看護利用料</td> <td>窓口納入12.5%、滞納0%</td> </tr> <tr> <td>水道使用料</td> <td>窓口納入5.8%、滞納1.8%</td> <td>公共下水道使用料</td> <td>窓口納入20.0%、滞納1.4%</td> </tr> <tr> <td>公共下水道受益者負担金</td> <td>窓口納入55.1%、滞納3.6%</td> <td>農業集落排水使用料</td> <td>窓口納入19.4%、滞納0.9%</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水受益者負担金</td> <td>窓口納入73.9%、滞納0.6%</td> <td>漁業集落排水使用料</td> <td>窓口納入1.9%、滞納1.4%</td> </tr> <tr> <td>公営住宅使用料</td> <td>窓口納入27.7%、滞納7.3%</td> <td>公営住宅共益費</td> <td>窓口納入13.5%、滞納6.2%</td> </tr> </table> <p>以上件数、人数の結果。全納入金額に対する割合は、窓口納入40.2%、口座引落58.6%、滞納1.2%という結果で、件数、人数に対しては窓口納入17.4%、口座引落80.5%、滞納2.1%となっています。</p> <p>○町内コンビニの店舗数は3店舗で、「ペイジー」活用団体は中国地方では岡山県及び広島県ですが、対象は電子申請にかかる行政手数料等に限られており、普及していないのが実情です。指定金融機関である山口銀行の「ペイジー」取扱は、現在山口県と協議中で、市町村については取扱はしていない現状です。</p>									町県民税	窓口納入61.8%、滞納1.9%	固定資産税	窓口納入37.6%、滞納1.0%	軽自動車税	窓口納入25.6%、滞納3.1%	国保税	窓口納入47.4%、滞納1.1%	住宅新築資金貸付	窓口納入12.5%、滞納0%	老人保護措置費	窓口納入72.3%、滞納0%	保育料	窓口納入24.7%、滞納0%	教員住宅使用料	窓口納入74.4%、滞納0%	介護保険料	窓口納入2.7%、滞納1.2%	訪問看護利用料	窓口納入12.5%、滞納0%	水道使用料	窓口納入5.8%、滞納1.8%	公共下水道使用料	窓口納入20.0%、滞納1.4%	公共下水道受益者負担金	窓口納入55.1%、滞納3.6%	農業集落排水使用料	窓口納入19.4%、滞納0.9%	農業集落排水受益者負担金	窓口納入73.9%、滞納0.6%	漁業集落排水使用料	窓口納入1.9%、滞納1.4%	公営住宅使用料	窓口納入27.7%、滞納7.3%	公営住宅共益費	窓口納入13.5%、滞納6.2%
町県民税	窓口納入61.8%、滞納1.9%	固定資産税	窓口納入37.6%、滞納1.0%																																										
軽自動車税	窓口納入25.6%、滞納3.1%	国保税	窓口納入47.4%、滞納1.1%																																										
住宅新築資金貸付	窓口納入12.5%、滞納0%	老人保護措置費	窓口納入72.3%、滞納0%																																										
保育料	窓口納入24.7%、滞納0%	教員住宅使用料	窓口納入74.4%、滞納0%																																										
介護保険料	窓口納入2.7%、滞納1.2%	訪問看護利用料	窓口納入12.5%、滞納0%																																										
水道使用料	窓口納入5.8%、滞納1.8%	公共下水道使用料	窓口納入20.0%、滞納1.4%																																										
公共下水道受益者負担金	窓口納入55.1%、滞納3.6%	農業集落排水使用料	窓口納入19.4%、滞納0.9%																																										
農業集落排水受益者負担金	窓口納入73.9%、滞納0.6%	漁業集落排水使用料	窓口納入1.9%、滞納1.4%																																										
公営住宅使用料	窓口納入27.7%、滞納7.3%	公営住宅共益費	窓口納入13.5%、滞納6.2%																																										

H19	<p>各課から18年度における窓口納入、口座引落、滞納状況と、平成17、18年度における郵便局における納付状況を調査しました。</p> <p>・納付の方法</p> <table border="0"> <tr> <td>町県民税</td> <td>窓口納入57.8%、滞納3.1%</td> <td>固定資産税</td> <td>窓口納入35.8%、滞納0.9%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>窓口納入17.5%、滞納1.3%</td> <td>国保税</td> <td>窓口納入27.6%、滞納2.7%</td> </tr> <tr> <td>住宅新築資金貸付</td> <td>窓口納入5.2%、滞納0%</td> <td>老人保護措置費</td> <td>窓口納入4.3%、滞納0%</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td>窓口納入26.7%、滞納2.5%</td> <td>教員住宅使用料</td> <td>窓口納入54.3%、滞納0%</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>窓口納入57.3%、滞納3.2%</td> <td>訪問看護利用料</td> <td>窓口納入8.0%、滞納0%</td> </tr> <tr> <td>水道使用料</td> <td>窓口納入12.4%、滞納2.3%</td> <td>公共下水道使用料</td> <td>窓口納入13.4%、滞納2.1%</td> </tr> <tr> <td>公共下水道受益者負担金</td> <td>窓口納入50.3%、滞納18.6%</td> <td>農業集落排水使用料</td> <td>窓口納入15.1%、滞納1.4%</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水受益者負担金</td> <td>窓口納入42.5%、滞納19.2%</td> <td>漁業集落排水使用料</td> <td>窓口納入4.7%、滞納1.2%</td> </tr> <tr> <td>公営住宅使用料</td> <td>窓口納入24.7%、滞納5.3%</td> <td>公営住宅共益費</td> <td>窓口納入16.1%、滞納1.8%</td> </tr> </table> <p>以上件数、人数の結果。全納入金額に対する割合は、窓口納入40.0%、口座引落58.8%、滞納1.2%という結果で、件数、人数に対しては窓口納入2.1%、口座引落75.4%、滞納2.5%となっています。</p> <p>・郵便局における納付方法</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>○公納入 1,058件</td> <td>□公納付 5,727件</td> <td>自動払込 28,082件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>○公納入 1,015件</td> <td>□公納付 6,736件</td> <td>自動払込 26,311件</td> </tr> </table> <p>以上過去2年間の郵便局における納付件数の結果。○公納付（町県民税特別徴収特徴と法人町民税）に対して□公納付（特徴、法人町民税以外の税と料）が約6倍となっています。</p> <p>・今後の検討としては□公納付書を使用している税、料において○公納付書の導入について検討する。</p>	町県民税	窓口納入57.8%、滞納3.1%	固定資産税	窓口納入35.8%、滞納0.9%	軽自動車税	窓口納入17.5%、滞納1.3%	国保税	窓口納入27.6%、滞納2.7%	住宅新築資金貸付	窓口納入5.2%、滞納0%	老人保護措置費	窓口納入4.3%、滞納0%	保育料	窓口納入26.7%、滞納2.5%	教員住宅使用料	窓口納入54.3%、滞納0%	介護保険料	窓口納入57.3%、滞納3.2%	訪問看護利用料	窓口納入8.0%、滞納0%	水道使用料	窓口納入12.4%、滞納2.3%	公共下水道使用料	窓口納入13.4%、滞納2.1%	公共下水道受益者負担金	窓口納入50.3%、滞納18.6%	農業集落排水使用料	窓口納入15.1%、滞納1.4%	農業集落排水受益者負担金	窓口納入42.5%、滞納19.2%	漁業集落排水使用料	窓口納入4.7%、滞納1.2%	公営住宅使用料	窓口納入24.7%、滞納5.3%	公営住宅共益費	窓口納入16.1%、滞納1.8%	平成17年度	○公納入 1,058件	□公納付 5,727件	自動払込 28,082件	平成18年度	○公納入 1,015件	□公納付 6,736件	自動払込 26,311件
町県民税	窓口納入57.8%、滞納3.1%	固定資産税	窓口納入35.8%、滞納0.9%																																										
軽自動車税	窓口納入17.5%、滞納1.3%	国保税	窓口納入27.6%、滞納2.7%																																										
住宅新築資金貸付	窓口納入5.2%、滞納0%	老人保護措置費	窓口納入4.3%、滞納0%																																										
保育料	窓口納入26.7%、滞納2.5%	教員住宅使用料	窓口納入54.3%、滞納0%																																										
介護保険料	窓口納入57.3%、滞納3.2%	訪問看護利用料	窓口納入8.0%、滞納0%																																										
水道使用料	窓口納入12.4%、滞納2.3%	公共下水道使用料	窓口納入13.4%、滞納2.1%																																										
公共下水道受益者負担金	窓口納入50.3%、滞納18.6%	農業集落排水使用料	窓口納入15.1%、滞納1.4%																																										
農業集落排水受益者負担金	窓口納入42.5%、滞納19.2%	漁業集落排水使用料	窓口納入4.7%、滞納1.2%																																										
公営住宅使用料	窓口納入24.7%、滞納5.3%	公営住宅共益費	窓口納入16.1%、滞納1.8%																																										
平成17年度	○公納入 1,058件	□公納付 5,727件	自動払込 28,082件																																										
平成18年度	○公納入 1,015件	□公納付 6,736件	自動払込 26,311件																																										
H20	<p>平成17、18年度さらに19年度の郵便局における納付状況を調査しました。</p> <p>・郵便局における納付状況</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>○公納入 1,058件</td> <td>□公納付 5,727件</td> <td>自動払込 28,082件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>○公納入 1,015件</td> <td>□公納付 6,736件</td> <td>自動払込 26,311件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>○公納入 905件</td> <td>□公納付 7,225件</td> <td>自動払込 30,326件</td> </tr> </table> <p>以上過去3年間の納付件数の結果では、○公納付（町県民税特別徴収と法人町民税）に対して□公納付（特徴、法人町民税以外の税と料）が約6倍から7倍となり、また、□公納付は年々件数が増加しています。</p> <p>・今後、□公納付書を使用している税、料において、その件数の経過及び近隣県市町の動向を見ながら、より一層○公納付書の導入についての検討を行う。</p>	平成17年度	○公納入 1,058件	□公納付 5,727件	自動払込 28,082件	平成18年度	○公納入 1,015件	□公納付 6,736件	自動払込 26,311件	平成19年度	○公納入 905件	□公納付 7,225件	自動払込 30,326件																																
平成17年度	○公納入 1,058件	□公納付 5,727件	自動払込 28,082件																																										
平成18年度	○公納入 1,015件	□公納付 6,736件	自動払込 26,311件																																										
平成19年度	○公納入 905件	□公納付 7,225件	自動払込 30,326件																																										
H21	<p>平成18、19年度さらに20年度の郵便局における納付状況を調査しました。</p> <p>・郵便局における納付状況</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>○公納入 1,015件</td> <td>□公納付 6,736件</td> <td>自動払込 26,311件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>○公納入 905件</td> <td>□公納付 7,225件</td> <td>自動払込 30,326件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>○公納入 618件</td> <td>□公納付 7,609件</td> <td>自動払込 24,905件</td> </tr> </table> <p>以上過去3年間の納付件数の結果では、○公納付（町県民税特別徴収と法人町民税）に対して□公納付（特徴、法人町民税以外の税と料）が約6倍から1.2倍となり、また、□公納付は年々件数が増加しています。</p> <p>・今後、平成22年度より町県民税特別徴収、法人町民税以外の税と料について○公納付書の導入を予定しており納付窓口の拡大が図られる。</p>	平成18年度	○公納入 1,015件	□公納付 6,736件	自動払込 26,311件	平成19年度	○公納入 905件	□公納付 7,225件	自動払込 30,326件	平成20年度	○公納入 618件	□公納付 7,609件	自動払込 24,905件																																
平成18年度	○公納入 1,015件	□公納付 6,736件	自動払込 26,311件																																										
平成19年度	○公納入 905件	□公納付 7,225件	自動払込 30,326件																																										
平成20年度	○公納入 618件	□公納付 7,609件	自動払込 24,905件																																										

10 住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり		(24)	窓口サービスの向上					
取 組 内 容		効 果	H17	計 画 期 間				
			H18	H19	H20	H21	H22	
各種申請・届出について、書式、手続の簡素化を検討し、窓口時間の延長等も検討しながら、窓口サービスの向上に努めます。また、目標窓口にスムーズに辿り着き、迅速に来庁目的を完了することができる体制整備も不可欠との考えから、窓口のレイアウトの見直しを検討します。		各種申請等の処理時間短縮による住民満足度及び利便性の向上。	調査・検討 →					
			実施				→	
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17	法令に基づく申請以外は手続きの簡素化に努め、住民に配慮を遂行、総合窓口ですべての目的が達する体制を取り、時間の短縮を図りました。	住民に配慮し、住民の目線に立つて、住民が気軽に相談できる、また安心できる温かみのある窓口対応を心掛ける。そして、迅速な事務処理等により窓口サービスの向上に努めます。						
H18	法令に基づく申請以外は手続きの簡素化に努め、住民に配慮を遂行、総合窓口ですべての目的が達する体制を取り、時間の短縮を図りました。							
H19	昨年と同様に取り組み、出来る限り窓口で目的が達成できた。							
H20	法令に基づく申請以外は手続きの簡素化に努め、住民に配慮を遂行、総合窓口ですべての目的が達する体制を取り、時間の短縮を図りました。	住民に配慮し、住民の目線に立つて、住民が気軽に相談できる、また安心できる温かみのある窓口対応を心掛ける。そして、迅速な事務処理等により窓口サービスの向上に努めます。						
H21	法令に基づく申請以外は手続きの簡素化に努め、住民に配慮を遂行、総合窓口ですべての目的が達する体制を取り、時間の短縮を図りました。							

10 住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり		(25)	事務のマニュアル化の推進						
取組内容		効果	H17	計画期間					
				H18	H19	H20	H21	H22	
誤った対応や、職員によって対応が異なる事を防止するため、総合窓口及びその他の業務について業務マニュアルを作成し、職員の幅広い業務の習熟及び統一的な対応を図ります。		事務のマニュアル化によるミスのない統一的な窓口対応で、住民サービスの向上が図れる。	検討	→					
			実施						→
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み						
H17	幅広い業務に対応するため、事務分担として主任・副主任を設け、皆が各業務に精通できるようにしました。また、統一的な対応をとる見地から本課と連携しながら窓口業務を遂行しました。 また、効率的な業務の遂行実務に習熟した職員が対応する体制をとり、本課と連携しながら迅速、且つ効率的な窓口業務を遂行しました。	本課と連携、各業務のマニュアル及びフローチャートの作成を予定しています。							
H18	幅広い業務に対応するため、事務分担として主任・副主任を設け、皆が各業務に精通できるようにしました。また、統一的な対応をとる見地から本課と連携しながら窓口業務を遂行しました。 また、効率的な業務の遂行実務に習熟した職員が対応する体制をとり、本課と連携しながら迅速、且つ効率的な窓口業務を遂行しました。								
H19	幅広い業務に対応するため、事務分担として主任・副主任を設け、皆が各業務に精通できるようにしました。また、統一的な対応をとる見地から本課と連携しながら窓口業務を遂行しました。 また、効率的な業務の遂行実務に習熟した職員が対応する体制をとり、本課と連携しながら迅速、且つ効率的な窓口業務を遂行しました。								
H20	幅広い業務に対応するため、事務分担として主任・副主任を設け、皆が各業務に精通できるようにしました。また、統一的な対応をとる見地から本課と連携しながら窓口業務を遂行しました。 また、効率的な業務の遂行実務に習熟した職員が対応する体制をとり、本課と連携しながら迅速、且つ効率的な窓口業務を遂行しました。								
H21	幅広い業務に対応するため、事務分担として主任・副主任を設け、皆が各業務に精通できるようにしました。また、統一的な対応をとる見地から本課と連携しながら窓口業務を遂行しました。 また、効率的な業務の遂行実務に習熟した職員が対応する体制をとり、本課と連携しながら迅速、且つ効率的な窓口業務を遂行しました。								
		本課と連携しながら迅速かつ効率的な窓口業務を遂行していく。各業務のマニュアル及びフローチャートの作成について、大島総合支所はすでに作成済み、久賀総合支所・橘総合支所・東和総合支所は、各業務のマニュアル及びフローチャートの作成を進めている。							

10 住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり		(26)	環境負荷低減活動の推進					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
<p>行政サービスの提供に際して消費される、電気、紙、燃料等及び公共工事による建設廃棄物など、環境負荷の低減に向けて、環境に配慮した物品やサービス（環境物品）を購入する「グリーン購入」を進め、事務事業に用いる紙やOA機器や調度品などの購入に際して積極的に環境物品を調達することにより、環境配慮に熱心に取り組んでいる企業を支援します。</p> <p>庁舎等においても、昼休みの消灯の徹底、適正な空調管理、全員参加による退庁時の電力消費機器の電源OFF運動など、徹底した省エネ活動を推進します。</p> <p>公用車についても適正配置を行い、燃料使用量低減に向けて、出張用にはハイブリッドカーのリースなどを検討し、町内用は軽自動車とし、燃料を節約します。</p>		環境負荷低減及びそれに伴う事務経費の削減。	調査・検討					
			実施					
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17	昼休みの消灯、適正な空調管理を推進しました。	環境に配慮し、昼休みの消灯及び適正な空調管理等、引き続き環境負荷低減を図ります。						
H18	各部に2台ずつETC車載器を配布し、乗り合わせ出張を推進するとともに、高速料金の削減を図りました。							
H19	各部内で課所有にこだわることなく、公用車を貸し借りすることで新規購入を控えました。							
H20	各部内で課所有にこだわることなく、公用車を貸し借りすることで新規購入を控えました。							
H21	初年度登録より13年を経過した公用車を対象に地域活性化経済危機対策臨時交付金（100%充当）を利用し、ハイブリッド車等の環境対応車への買換えを行い維持管理費や燃料費の削減を図りました。 マイクロバス1台、普通車7台、軽自動車7台							

10 住民サービス向上と効率性が共存する組織づくり		(27)	ごみの減量化、再資源化の推進					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
<p>貴重な経営資源の一つである自然環境の保全と環境衛生の推進の見地から、森林整備の推進、林道・森林公園、河川などの維持管理、遊休農地対策の推進、環境美化運動の推進を行います。また、ごみの分別収集の徹底、リサイクルの推進、生ごみの堆肥化、循環型農業の推進などにより、資源の循環を推進します。</p> <p>自然と調和した景観形成を目的として、公園の整備、協働による花壇整備、景観づくり活動への支援、緑化の推進を行い、まちの価値を高めます。</p>		<p>まちの財産である豊かな自然につつまれた環境保全 ごみの減量化・再資源化などによる環境の世紀に対応したまちづくり。</p>	<p>調査・検討</p> <p>実施</p>					
これまでの取組内容及び成果		今後の取り組み						
H17	不燃ごみの分別方法が4地区のうち1地区のみが著しく異なっていたため、排出者自身で分別を徹底するよう、各地域において説明会を開催し、ごみの減量化、再資源化に対する啓発を行いました。	リサイクル施設の完成に向けて、4地区における分別等を統一し、廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化を図り、循環型社会の形成の実現を目指します。						
H18	不燃ごみの基本的な排出方法を統一しました。また、ごみの減量化、再資源化を更に推進するため、地域に出向き分別等の説明会を開催するとともに、広報、チラシ等により啓発を行いました。							
H19	地域、高齢者ボランティア団体、小学校に出向き、分別方法や本町の再資源化の取組等を説明し、ごみの減量化に対する啓発を行いました。また、リサイクル施設の完成に伴い、分別等4地区に生じている若干の差異を平成20年度から統一するため、「分別の手引き」のパンフレットを各戸へ配布し、ごみの減量化、再資源化を推進します。なお、直接施設に搬入される不燃ごみについて処理手数料金を設定しました。	平成20年4月から、環境センター（リサイクルセンター・最終処分場）は、環境施設課の直営管理とし、衛生センター及び清掃センターの管理は、業務委託とします。						
H20	環境センターの完成に伴い、平成20年4月1日から4地区に生じている分別方法の差異を統一しました。「家庭ごみ分別の手引き」「50音順ごみ分別区分一覧表」「各地区のごみの分別の変更」を各戸配布し、ごみの減量化、再資源化を推進しました。	廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化を図り、循環型社会の形成の実現を目指します。また、法改正に基づく適切な回収・再商品化がなされるよう事業者・住民などと協力し、引き続き普及啓発を行います。						
H21	「家庭ごみ分別の手引き」に基づき、ごみの減量化・再資源化を推進しました。また、容器包装廃棄物削減の取組として県・事業者・消費者団体と連携し、マイバッグ持参の促進・レジ袋無料配布の中止等の普及啓発を展開しました。	引き続き、廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化を図り、循環型社会の形成の実現を目指します。また、法改正に基づく適切な回収・再商品化がなされるよう事業者・住民などと協力し、引き続き普及啓発を行います。						

11 公共施設適正配置指針の策定		(28)	公共施設適正配置指針の策定及び公共施設等の経営健全化					
取組内容		効果	H17	計画期間				
				H18	H19	H20	H21	H22
<p>少子高齢化の進展や公共施設を利用する住民の利便性に配慮するとともに、有識者や住民の意見も反映し、公共施設の有効活用、統合、廃止、転用、新設等に関する公共施設適正配置指針を策定します。</p> <p>また、新たな公共施設等の整備に際しては、維持管理経費等を含めた費用対効果、民間の有する資金や、事業経営における経験的に培われた知識や情報を活用し、優れた公共施設の整備により効率的で質の高いサービスの提供をめざす新しい事業方式（PFI）の導入などを検討し、複合化や併設化、施設間連携、広域的な観点などから幅広く検討を行います。</p> <p>同時に、温泉施設等の赤字が常態化している施設についても、行政評価システムにより分析を行い、指定管理者制度等の活用を通じて、経営の健全化及び住民サービスの向上を図ります。</p>		<p>財政健全化及び施設運営の合理化・効率化による住民サービスの向上。</p>	<p>調査・検討</p>	<p>行政評価システム</p>				
<p>これまでの取組内容及び成果</p>		<p>今後の取り組み</p>						
H17	<p>今後の公共施設の配置について調査・検討を行いました。</p>	<p>住民の理解を得ながら、公共施設の有効活用、統廃合を進めます。</p>						
H18	<p>公募による指定管理対象施設の選定時に、全公の施設に係る今後のあり方を取りまとめ行革本部会議に報告しました。</p>							
H19	<p>ハローワーク跡地を久賀東庁舎とし、9月10日から環境生活部が執務を開始しました。平成21年4月に中学校を4校（情島中学校を除く）とする学校統合が決定しました。</p>	<p>住民の理解を得ながら、統合後の学校跡地の有効活用を進めます。</p>						
H20	<p>日良居中学校の体育館、グラウンドをそれぞれ地区体育館・町民グラウンドとして活用することを決定しました。</p>							
H21	<p>平成21年4月から廃校となる学校のうち3校（日良居中学校、沖浦中学校、油田中学校）について学校跡地利用検討委員会（議員・住民等で組織）を設置し、12月に報告書をまとめました。</p>							

12 指定管理者制度の導入		(29)	指定管理者制度の導入						
取組内容		効果	H17	計画期間					
				H18	H19	H20	H21	H22	
公の施設の管理については、「民間にできることは民間に」を基本に、サービス水準の維持・向上と費用対効果を十分検討し、平成18年4月を目途に指定管理者制度を導入し、効果的かつ効率的な管理運営を行います。		効率的な公共施設の管理運営による行政運営の効率化。	検討	実施					
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み						
H17	瀬戸内海リゾート(株)について、経営診断を実施しました。 また、第三セクターのあり方について調査・検討を行いました。		平成18年度は非公募で指定を行った周防大島町総合交流ターミナルほか11施設及び竜崎温泉潮風の湯を6箇所に分けて、指定管理者の公募を行い、新規参入2社を含む社を指定管理者として選定した結果、18年度と比較して年額約2,600万円の指定管理料の削減が出来ました。						
H18	平成18年3月、グリーンステイながうらほか16施設について、非公募により指定管理者の指定を行いました。 (期間H18.4.1~H19.3.31) 施設内訳：スポーツ・レクリエーション5 産業振興3 文教8 指定管理料総額は、約6,500万円 平成18年6月、デイサービスセンター文珠苑ほか15施設について非公募により指定管理者の指定を行いました。 (期間H18.9.1~H21.3.31) 施設内訳：社会福祉9 産業振興施設3 文教施設3 15施設の指定管理料総額は、約1,000万円 (高齢者生活福祉センター「和田苑」「しらとり苑」以外は指定管理料無し) 平成18年9月、油宇集会所ほか3施設について、非公募により指定管理者の指定を行いました。 (期間H18.10.1~H19.3.31) 文教施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 3施設の指定管理料総額、約25万円 (社)東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわについては、公募型指定管理者制度の実施により選定され、瀬戸内海リゾート(株)については、単独で指定管理者に選定され、経営診断結果に基づき経営改善を総合的に検討し、経営改善を図りました。 大島、橘歴史民俗資料館は休館としました。		平成19年度は非公募で指定を行った周防大島町総合交流ターミナルほか11施設及び竜崎温泉潮風の湯を6箇所に分けて、指定管理者の公募を行い、新規参入2社を含む社を指定管理者として選定した結果、18年度と比較して年額約2,600万円の指定管理料の削減が出来ました。 (期間H19.4.1~H22.3.31) スポーツ・レクリエーション施設・・・5 産業振興施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 文教施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで3年間(社)東和ふるさとセンター及び(有)サザンセトとうわについては、指定管理者として指定され、瀬戸内海リゾート(株)については、平成19年度に公募型指定管理者制度を実施する予定です。 なお、大島歴史資料館は建物施設の老朽化が著しく、展示・保存している資料を今後どう活用していくか、橘歴史民俗資料館と併せて検討します。その他文教施設(総合センター等)は当面現状のまま運営します。						
H19	○グリーンステイながうら施設について公募を行い瀬戸内海リゾート(株)を指定管理者として指定しました。 ・指定期間 H.20.4.1~H.23.3.31 ・指定管理料 46,200(千円) 3年間 ○平成20年3月議会において、高齢者生活福祉センター和田苑・しらとり苑及び油田等集会所3施設について、非公募による指定管理者の指定を行う予定としています。		指定管理者制度は、議会議決を担保として、行政処分行為を指定管理者に委任する制度であることから、行政は公の施設の管理者としてコンプライアンス等についてのモニタリングが求められるものであり、指定管理者の円滑な管理運営に資するよう、指導・協力を行うものとします。						

H20	<p>○平成21年3月議会において  東和在宅老人デイサービスセンター  デイサービスセンター文珠苑  デイサービスセンター高塔苑  デイサービスセンター油田苑  デイサービスセンター和田苑  デイサービスセンターしらとり苑  デイサービスセンター福寿苑</p> <p>・上記5施設の指定期間 H21.4.1～H24.3.31  周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」  周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」  由宇集会施設  小泊集会施設</p> <p>・上記4施設の指定期間 H21.4.1～H22.3.31  について非公募による指定管理者の指定を行う予定としています。</p>															
H21	<p>平成21年12月議会において下記施設の公募による指定管理者の指定を行いました。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る里公園 (指定管理料 37,900千円(3年間))</td> <td>特定非営利活動法人 周防大島自然体感クラブ</td> </tr> <tr> <td>・日本ハワイ移民資料館 (指定管理料 7,500千円(3年間))</td> <td>大島国際交流協会</td> </tr> <tr> <td>・周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村 (指定管理料 12,000千円(3年間))</td> <td>社団法人 東和ふるさとセンター</td> </tr> <tr> <td>・周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館 (指定管理料 11,382千円(3年間))</td> <td>大野工業株式会社</td> </tr> <tr> <td>・周防大島町総合交流ターミナル (納付金 6,150千円(3年間))</td> <td>有限会社 サザンセトとうわ</td> </tr> <tr> <td>・竜崎温泉潮風の湯 (納付金 0円(3年間))</td> <td>藤本グループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の施設の指定期間 H22.4.1～H25.3.31(3年間)  平成22年3月議会において下記施設の非公募による指定管理者の指定を行う予定としています。</p> <p>・周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」  ・周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」  ・由宇集会施設  ・小泊集会施設  ※上記施設の指定期間 H22.4.1～H23.3.31(1年間)</p>	施設の名称	指定管理者	・周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る里公園 (指定管理料 37,900千円(3年間))	特定非営利活動法人 周防大島自然体感クラブ	・日本ハワイ移民資料館 (指定管理料 7,500千円(3年間))	大島国際交流協会	・周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村 (指定管理料 12,000千円(3年間))	社団法人 東和ふるさとセンター	・周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館 (指定管理料 11,382千円(3年間))	大野工業株式会社	・周防大島町総合交流ターミナル (納付金 6,150千円(3年間))	有限会社 サザンセトとうわ	・竜崎温泉潮風の湯 (納付金 0円(3年間))	藤本グループ	
施設の名称	指定管理者															
・周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る里公園 (指定管理料 37,900千円(3年間))	特定非営利活動法人 周防大島自然体感クラブ															
・日本ハワイ移民資料館 (指定管理料 7,500千円(3年間))	大島国際交流協会															
・周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村 (指定管理料 12,000千円(3年間))	社団法人 東和ふるさとセンター															
・周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館 (指定管理料 11,382千円(3年間))	大野工業株式会社															
・周防大島町総合交流ターミナル (納付金 6,150千円(3年間))	有限会社 サザンセトとうわ															
・竜崎温泉潮風の湯 (納付金 0円(3年間))	藤本グループ															

13 電子自治体の構築		(30)	電子役場の構築					
取 組 内 容		効 果	H17	計 画 期 間				
				H18	H19	H20	H21	H22
<p>高度情報化社会に対応し、職員の知的生産性を高めるため、1回の認証手続きで複数のアプリケーションなどにアクセスできる、シングルサインオンによるグループウェアの機能強化を図ります。</p> <p>合併による庁舎間の距離的制約を解消し、ペーパーレスによる経費の削減に資するため、財務会計システムと文書管理システムの電子決裁を導入するとともに電子申請・電子調達等、電子自治体の構築をめざします。</p> <p>また、誰でも簡単にネットに接続することにより、多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」の実現に主眼を置いた情報通信技術であるICTを活用して、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「おなじように」、ネットワークが簡単に活用できるユビキタスネットワーク社会の実現をめざします。</p>		<p>地理的要件による制約の解消、業務の合理化・効率化。</p>	<p>調査・検討</p>					
				<p>国の動向を見ながら段階的実施</p>				
これまでの取組内容及び成果			今後の取り組み					
H17	<p>掲示板機能・電子メールの運用により情報の共有と一斉周知により、事務の効率化を図りました。また、文書管理システムの運用により、公文書目録の一括作成が可能になりました。</p> <p>住民票の写し、戸籍の附票の写し等の戸籍住基の交付申請及び納税証明書等の各税証明書の交付申請について、やまぐち電子申請サービスに協同参画し運用を開始しました。</p>	<p>自治体間のLGWAN文書交換システムの進展と共同歩調し、電子文書を文書管理システム上で収受することによりペーパーレスを実現します。</p> <p>また、シングルサインオンに対応したシステムにバージョンアップし、情報セキュリティの強化と一元化を図ります。</p>						
H18	<p>やまぐち電子申請サービスにより福祉関連等の16手続きについて運用を開始しました。</p> <p>LGWAN文書交換システムに対応するため、地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の登録分局を整備しました。</p>							
H19	<p>今年度に職員採用試験受験申込、後援・共催申請、水道開栓・閉栓申請の手続きと福祉医療費に係る手続きについて運用を開始します。</p> <p>地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の認証基盤を利用して、オンラインによる起債申請事務を行いました。</p>	<p>電子申請（予約）・届出サービスの手続きの拡充と利用促進を図ります。</p>						
H20	<p>平成21年9月で現行の共同利用システムが更新されるので、今後の再構築の内容について協議し、本町は、11市町と共同でシステムの再構築を行うことになった。</p>	<p>再構築により手続の継続と見直しを行います。</p>						
H21	<p>県内の11市町村による電子申請共同システムの再構築を行い平成21年10月から稼動しました。</p>	<p>手続き内容の見直しを行います。</p>						